

熊本市国民保護計画の変更について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）第35条第 6 項及び第 8 項に基づき、熊本市国民保護計画の変更について以下のとおり報告します。

1 熊本市国民保護計画について

「熊本市国民保護計画」は、本市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、本市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成19年に策定。

2 変更手続き

「熊本市国民保護計画」の変更にあたっては、熊本市国民保護協議会に諮問し、国民保護法第35条第 5 項に基づく県知事協議を完了しています。

3 主な変更内容

変更要因	変更理由	変更内容
本市地域防災計画との整合を図るため	対策本部の代替施設の指定方法を変更	・代替施設については、本部長(市長)の判断により、いずれかの施設に移転させることを可能とするもの
本市防災基本条例の内容を反映させるため	多様性の尊重について追加	・被災者の年齢、国籍、性別及び障がい等の多様性への理解と適切な配慮を行うことについて新たに規定するもの
熊本県国民保護計画との整合を図るため	指定地方行政機関を追加	・九州財務局の事務又は業務の大綱を新たに規定
	項の構成を整理	・県計画に合わせ「第 7 節 武力攻撃災害への対処」の構成を整理
関係機関の事務委託の内容を反映させるため	熊本空港の運営権の変更	・飛行場使用に関する連絡調整機関を「大阪航空局」から「空港運営権者」に変更